❷፼舞∰宮崎労働局

Press Release

宮崎労働局発表 令和7年11月28日

【照会先】

(くるみん・えるぼし) (ユースエール) 雇用環境・均等室 長 三浦 章子 監理官 宮﨑 友親

職業安定部職業安定課 職業安定部長 向田 俊哉 職業安定課長 矢野 昌字

室長補佐 田子山 利博 (電話) 0985-38-8821

(電話) 0985-38-8823

くるみん・えるぼし・ユースエール認定通知書交付式の開催決定!!

くるみん2社、えるぼし1社、ユースエール3社の認定企業が誕生!

宮崎労働局(局長 吉越 正幸)は、「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」 「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、下記企業に認定を行いました。

・富十フイルムワコーケミカル 株式会社 ◆くるみん認定企業

(令和7年9月3日認定)

・株式会社 河北

(令和7年9月16日認定)

※ 児湯郡都農町で初のくるみん認定企業

◆えるぼし認定企業

·株式会社 緒方組

(令和7年9月3日認定)

◆ユースエール認定企業

· 九州建設工業 株式会社

(令和7年7月17日認定)

松本建設 株式会社

(令和7年7月23日認定)

つきましては、下記のとおり認定通知書交付式を行います。

くるみん・えるぼし・ユースエール認定通知書交付式

【日 時】 令和7年12月19日(金) 午後1時30分~

【場所】 宮崎労働局 2 階 大会議室

(宮崎市橘通東3丁目1番22号宮崎合同庁舎)

【内容】

- ・局長あいさつ
 - ・認定通知書の交付
 - 記念撮影
- ※ 取材連絡について







報道各社におかれましては、当日の写真撮影及び交付式終了後の認定企業への取材は可能 です。取材の際はご一報お願いいたします。

※1 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」、「トライくるみん認定」 「プラチナくるみん認定」、「プラス認定」とは…

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが 健やかに生まれ、育成される環境整備を図るための法律です。

企業は、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や 子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備に

取り組むにあたって「一般事業主行動計画」を策定することとなっています。

行動計画に定めた目標を達成するなど、一定の基準を満たした企業は 申請により「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定 (くるみん認定・トライくるみん認定)を受けることができます。

なお、認定マークの星は認定回数に応じて付与されます。

また、くるみん認定・トライくるみん認定企業のうち、より高い水準の 取組を行った企業が、一定の基準を満たした場合、申請により

優良な「子育てサポート企業」として、プラチナくるみん認定を受けることができます。

その他、くるみん、トライくるみん又はプラチナくるみんの認定基準に加えて 不妊治療と仕事の両立に関する認定基準を満たした場合

申請によりプラス認定を受けることができます。

女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」とは…

「女性活躍推進法」は、女性の個性と能力が十分に発揮できる 社会の実現を目指すための法律です。

企業は、自社における女性の活躍に関する状況把握や課題分析を 行った上で、「一般事業主行動計画」を策定することとなっています。 女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を 満たした企業は、申請により、厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を 受けることができます。

なお、認定段階は基準を満たした数に応じて3段階あります。 また、えるぼし認定を受けた企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や 女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を 満たした企業は厚生労働大臣の認定(プラチナえるぼし認定)を受けることができます。

※3 青少年雇用の促進法等に関する法律に基づく「ユースエール認定」とは…

「青少年の雇用の促進等に関する法律(通称:若者雇用促進法)」 に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが 優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認め る制度です。

今後、認定を受けた企業に対して労働局・ハローワークでは、認定企業 の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用 を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図っていきます。



一参考資料一

- 1「くるみん」認定企業の取組事例
 - (1) 富士フイルムワコーケミカル 株式会社
 - (2) 株式会社 河北
- 2「えるぼし」認定企業の取組事例
 - (1) 株式会社 緒方組
- 3「ユースエール」認定企業の取組事例
 - (1) 九州建設工業 株式会社
 - (2) 松本建設 株式会社
- 4宮崎労働局におけるくるみん認定企業一覧
- 5くるみん認定基準
- 6宮崎労働局におけるえるぼし認定企業一覧
- 7えるぼし認定基準
- 8宮崎労働局におけるユースエール認定企業一覧
- 9ユースエール認定基準(事業主向けリーフレット)
- 10 ユースエール認定基準(求職者向けリーフレット)

富士フイルムワコーケミカル 株式会社

■所 在 地: 宮崎県宮崎市

■事業内容: 製造業

■代表者: 代表取締役社長 坂牧 聡

■労働者数: 1255名 (男性 970名、女性 285名)

※令和7年7月時点

■認定回数: 1回目



1 一般事業主行動計画

- (1)計画期間 令和2年4月1日~令和7年3月31日
- (2) 行動計画の目標の内容
- ① 計画期間内に、育児休職等の取得率を以下の水準以上にすること。

(ア)男性社員:育児休業及び育児目的休暇合わせて2名以上の取得とすること

(イ)女性社員: 育児休業制度の取得率を90%以上とすること

② フレックスタイム制の全事業場導入を検討し、制度を活用した柔軟な働き方を促進する。

2 目標に対する取組結果

① 自社ホームページに、産休・育休ガイドを掲載。「子育て応援サイト」を立ち上げ育休取得した男性社員のインタビュー記事を掲載する事で周知を図った。

(ア)男性社員:23名が育児休業を取得、27名が育児目的休暇を取得した。

(イ)女性社員:期間内に出産した8名全員が育児休業を取得している。

② 工場毎に検討を行い、フレックスタイム制を導入。育児休業等からの復職者が制度を活用して勤務できるよう、面談を実施し周知を行った。

3 計画期間中の育児休業等の取得者数

<男性> 配偶者が出産した男性労働者 74名

育児休業取得者 23名 (育児休業取得率 31%)

<女性> 出産した女性労働者 8名

育児休業取得者 8名 (育児休業取得率 100%)

4 その他の認定基準達成状況

- (1) 所定外労働時間の削減のための措置
 - ① 毎週水曜日をノー残業デーと定め、全社員に周知し、所定外労働の削減に取り組んでいる。

株式会社 河北

■所 在 地: 宮崎県児湯郡都農町

■事業内容: 建設業

■代表者: 代表取締役 河野 幸治

■労働者数: 57名 (男性49名、女性8名)

※令和7年8月時点

■認定回数: 1回目



1 一般事業主行動計画

- (1)計画期間 令和4年10月4日~令和7年6月30日
- (2) 行動計画の目標の内容
- ① 「所定外労働時間の制限」の制度の対象労働者の範囲を、小学校2年生修了までの 子供を育てる労働者にまで拡充する。

2 目標に対する取組結果

① 会議にて社内検討を行い、所定外労働時間の制限について、対象者を小学校 2 年生 修了までの子を養育する労働者まで拡充させる方針を決定。その後、制度を導入 し、社内掲示及び社内グループウェアにて労働者に周知を行った。

3 計画期間中の育児休業等の取得者数

<男性> 配偶者が出産した男性労働者 4名

育児休業取得者 1名 (育児休業取得率 25%)

<女性> 出産した女性労働者 1名

育児休業取得者 2名 (育児休業取得率 200%)

4 その他の認定基準達成状況

- (1) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
 - ① 配偶者出産休暇制度を導入し、社内周知を行っている。

株式会社 緒方組

■所 在 地: 宮崎県小林市

■事業内容: 建設業

■代表 者: 代表取締役 緒方 英機

■労働者数: 46名 (男性39名、女性7名)

※令和7年8月時点

■認定段階: 2段階目



【評価項目】 ※産業平均値…雇用環境・均等局長が別に定める値

1 継続就業

「女性労働者の平均継続勤務年数」から「男性労働者の平均継続勤務年数」を除して 出した値が7割以上であること。

⇒現場職 (正規)

女性の平均継続勤務年数 5.02 年 / 男性の平均継続勤務年数 6.93 年 > 0.7

⇒総務職(正規)

女性の平均継続勤務年数8.80年/ 男性の平均継続勤務年数0.79年>0.7

2 労働時間等の働き方

⇒ 労働者 1 人あたりの時間外労働及び休日労働の合計時間数の平均が全ての月において、45 時間未満である。

3 管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上である。

⇒ 管理職に占める女性労働者の割合 5.6% > 産業平均値 4.1%

4 多様なキャリアコース

1項目について実績あり。

⇒ おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用2名

以上、4つの評価項目全てにおいて、認定基準を満たしている。









「挑戦・創る・叶える」を軸に、サステナブルな社会を実現します

事業内容 土木工事、舗装工事、解体工事、造成工事、管更 生工事など、多岐にわたる工事をトータルに請負 っている



会社情報 880-0936 宮崎県宮崎市天満2丁目6番13号

交通手段 日豊本線南宮崎駅から車で5分

会补概要

創業	創業 従業員数		平均勤続年	役員・管理職の 女性割合		
1960 年	48 人	45.3 歳	9.2 年	(役員) (管理聯 25.0% 4.2		

雇用管理の状況

有給休暇の 平均取得実績	月平均所定外労働時間	育児休業取得状況 (直近3事業年度)			
11.7 日	1.3 時間	男性: 0 名 女性: 100.0%			

採用・定着状況

		2024年度		2023年度			2022年度		Ŧ Ž	
芦生小江	新卒者等									
募集状況	新卒者等 以外 2									
採用者数	新卒者等	2 名(1	名)	3	名(1 名)	2	名(0	名)
(うち女性)	新卒者等 以外	3 名(2	名)	2	名(1 名)	4	名(1	名)
離職者数	新卒者等	0	名		0	名		1		名
在电话 女 X 3	新卒者等 以外	0	名		1	名		1		名

会社HP https://9ken7.jp

会社からの**メッセージ**

先輩社員から

私たちの会社は、地域の皆様が安全に、そして豊かに暮らせるように、道路や橋、河川などのインフラ整備の仕事をしています。建設の現場では、日々さまざまな課題や新しい状況に向き合うことがあります。その中で大切なのは、失敗を恐れずにチャレンジする気持ちです。最初は分からないことだらけで不安もあると思いますが、「まずは挑戦してみよう」という気持ちが、必ず成長につながると思います。困った時は遠慮せずに相談して下さい。私たちも全力でサポートします。日々の積み重ねが必ず自分の力になります。焦らず、自分のペースで成長していって下さい。

社長から

当社は、創業以来60年余に渡り、イノベーションを駆使して、地域社会に貢献し、ヒトと環境に優しい未来を創造しています。持続可能な開発の追求に加え、ヒューマン・リソースの成長を促進し、ワークライフバランスの確保に努め、社員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、心身ともに充実した環境で活躍できるようサポートしています。更に、多様性を尊重し、チームワークを大切にしています。若い皆さんは失敗を恐れず前に進んで下さい。私たちは皆さんの挑戦を全力で支えていきます。共に、誇りある未来を築いていきましょう。

求める人材像

備考・補足情報

チャレンジ精神を持ち、仲間と協力しながら、ものづくりの喜びを感じられる人を求めます。現状に満足せず、自ら考え、前向きに挑戦する姿勢が何より大切です。又、安全で確実な施工のためには、仲間とのコミュニケーションやチームワークが欠かせません。そして何より、ものづくりが好きな方、自分たちの手で形あるものをつくり、それが地域の未来に繋がっていく喜びを共に分かち合いたいと考えています。

人材育成のための制度

研修制度あり

自己啓発 支援制度 あり

社内検定なし

メンター 制度 なし キャリコン 制度 なし

見学等受入れ

インターン あり 職場見学あり

非正規雇用の職場情報

新卒者に非正規雇用労働者はいない

採用情報

事業所番号:

ハローワークインターネットサービスもしくは 最寄りのハローワークをご利用ください。

- 1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業者、及び新規学校卒業者と同等の処遇を行う既卒者
- 2 1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者
- 3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数
- 4 非正規雇用労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績についての自由記述欄

松本建設株式会社











事業内容総合建設業(建築・土木)リフォーム

会社情報 880-0021 宮崎県宮崎市清水1丁目9-24

交通手段 宮崎駅より徒歩20分

会社HP https://www.matuken.co.jp/

会社概要

創業	従業員数	平均年齢	平均勤続年	役員・管理職の 女性割合	
1956 年	32 人	53.7 歳	17.7 年	(役員) (管理職) 50.0% 25.0%	

雇用管理の状況

有給休暇の		育児休業取得状況			
平均取得実績 月平均所定外労働時間		(直近3事業年度)			
10.0 日	13.0 時間	男性: 0 名 女性: 0.0 %			

採用・定着状況

		2024年度	2023年度	2022年度		
节件业 汇	新卒者等					
募集状況	新卒者等 以外 2					
採用者数	新卒者等	0 名(0 名	0 名(0 名)	1 名(0 名)		
(うち女性)	新卒者等 以外	1 名(0 名) 1名(1名)	0 名(0 名)		
離職者数	新卒者等	0 名	0 名	0 名		
離地白数 3	新卒者等 以外	0 名	0 名	0 名		

会社からのメッセージ

先輩社員から

私達の仕事は、工事現場の安全を守り、品質の良い建物等を造るために工事計画を立て、現場を管理するという仕事で、何十年も形として残る物を造り地域の発展にもつながるとても面白くてやりがいを感じる仕事です。我社は雰囲気がとても良いアットホームな会社で、先輩方がとても優しく、1から仕事について教えてもらうことができます。そして工事現場でトローンでの現場の空場や最新のICT技術、電子 。てひて上事状物と「ローンとの状物の上海で取削して13km、电」 黒板での写真撮影、最新の測量機器等様々な最新技術を取り入れてい ます。実際私も電子黒板での写真撮影や最新の測量機器等様々な技術 に触れさせていただいています。

社長から

当社は昭和13年創業、80年有余の歴史の中で、地域に根ざし地域と共 に歩み続け、確かな技術で顧客の信頼に応える仕事、地域に愛される に歩み続け、確かな技術で顧客の信頼に応える仕事、地域に愛される 企業をモットーに日々研鑚して仕事に取り組んでいます。当社は国土 交通省、県、市町村など官公庁、民間企業、個人住宅の土木・建築工 事の施工管理を行っています。また経験豊富な技術者も多数在籍して います。各部署で連携を取り、互いに技術力向上、キャリアアップに 努めています。働きやすい職場、働き甲斐のある職場、ゆたかで住み よい環境づくりをめざし未来を創る、技術者集団です。

求める人材像

備考・補足情報

コミュニケーション能力の高い人・向上心のある人

人材育成のための制度

研修制度

自己啓発 支援制度 なし

社内検定

メンタ 制度 キャリコン 制度

見学等受入れ

非正規雇用の職場情報』

インターン 職場見学 あり

採用情報

事業所番号: 4501-778-7 ハローワークインターネットサービスもしくは 最寄りのハローワークをご利用ください。

- 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業者、及び新規学校卒業者と同等の処遇を行う既卒者
- 1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者
- 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数
- 非正規雇用労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績についての自由記述欄



宮崎労働局における次世代法に基づく認定企業名簿



くるみん認定企業一覧

認定企業数 69 社

(R7年9月末時点)

	認定企業数 69 社		T	(R/年9月末時点)	1
認定 件数	企業名	業種	所在地 (市町村)	認定年	プラス認定年
1	医療法人和敬会	医療、福祉	西臼杵郡高千穂町	2007年	
2	株式会社宮崎銀行	金融、保険業	宮崎市	2011年・2014年・ 2019年・2023年	
3	医療法人久康会	医療、福祉	延岡市	2011年・2015年	
4	国立大学法人宮崎大学	教育·学習支援業	宮崎市	2013年	
5	株式会社丸正フーズ	製造業	えびの市	2014年・2017年・2020年	
6	宮崎交通株式会社	運輸業、郵便業	宮崎市	2014年	
7	学校法人南九州学園	教育·学習支援業	宮崎市	2014年	
8	株式会社旭化成アビリティ	サービス業 (他に分類されないもの)	延岡市	2014年	
9	株式会社悠隆	医療、福祉	延岡市	2014年	
10	社会福祉法人宮崎福祉会	医療、福祉	宮崎市	2015年	
11	医療法人如月会	医療、福祉	宮崎市	2015年	
12	社会福祉法人常陽社会福祉事業団	医療、福祉	都城市	2015年、2019年	
13	医療法人社団高信会	医療、福祉	宮崎市	2015年	
14	株式会社ソラシドエア	運輸業、郵便業	宮崎市	2015年、2019年	
15	株式会社グローバル・クリーン	サービス業 (他に分類されないもの)	目向市	2015年	
16	社会福祉法人愛育福祉会	医療、福祉	延岡市	2015年・2018年	
17	医療法人建悠会	医療、福祉	延岡市	2015年	
18	株式会社宮崎目目新聞社	情報通信業	宮崎市	2015年、2019年	
19	株式会社フェニックスシステム研究所	情報通信業	宮崎市	2015年	
20	社会福祉法人ときわ会	医療、福祉	小林市	2015年	
21	有限会社ケアプロジェクト	医療、福祉	宮崎市	2016年・2020年	
22	医療法人社団栄正 慈英病院	医療、福祉	宮崎市	2018年	
23	医療法人社団静雄会 藤元上町病院	医療、福祉	都城市	2018年	
24	旭化成マイクロテクノロジ株式会社	学術研究、 専門・技術サービス業	宮崎市	2018年・2021年	
25	目新興業株式会社	建設業	延岡市	2018年	
26	丸栄宮崎株式会社	製造業	宮崎市	2019年	
27	医療法人岡田整形外科	医療、福祉	宮崎市	2019年・2021年	
28	株式会社岡﨑組	建設業	宮崎市	2019年	
29	宮崎センコーアポロ株式会社	運輸業、郵便業	延岡市	2020年・2022年	
30	社会福祉法人ひまわり会	医療、福祉	目向市	2020年	
31	医療法人養気会 池井病院	医療、福祉	小林市	2020年・2024年	
32	えびの電子工業株式会社	製造業	えびの市	2020年、2023年	2023年
33	社会福祉法人小林市社会福祉協議会	医療、福祉	小林市	2020年	
34	株式会社イーテック	製造業	宮崎市	2020年	
35	医療法人育成会 矯正・小児ひまわり歯科	医療、福祉	宮崎市	2020年	
36	株式会社ダンロップゴルフクラブ	製造業	都城市	2021年	
37	株式会社オロ宮崎	情報通信業	宮崎市	2021年・2023年	
38	南國興産株式会社	製造業	都城市	2021年	
39	社会福祉法人浄信会	医療、福祉	小林市	2021年	
40	株式会社大森淡水	製造業	宮崎市	2021年	
41	公益財団法人宮崎文化振興協会	教育、学習支援業	宮崎市	2021年	
42	社会福祉法人立縫会	医療、福祉	目向市	2021年	
43	株式会社宮崎県ソフトウェアセンター	情報通信業	宮崎市	2021年	
44	社会福祉法人えびの明友会	医療、福祉	えびの市	2021年・2023年	
45	株式会社MJC	情報通信業	宮崎市	2022年	
46	社会福祉法人信愛会	医療、福祉	宮崎市	2022年	
47	社会福祉法人豊の里	医療、福祉	都城市	2022年	
48	BTV株式会社	情報通信業	都城市	2022年	

49	株式会社宮崎ヒューマンサービス	サービス業 (他に分類されないもの)	都城市	2022年	
50	株式会社木場組	建設業	都城市	2022年	
51	ホームライフ・トーフク株式会社	生活関連サービス業 (理容業・美容業)	延岡市	2023年	
52	株式会社 ニチワ	製造業	日南市	2023年	
53	株式会社 スズキ自販宮崎	自動車販売	宮崎市	2023年	
54	大平開発 株式会社	建設業	串間市	2023年	
55	富岡建設 株式会社	建設業	日南市	2023年	
56	株式会社 南九州みかど	建設業	宮崎市	2024年	
57	旭有機材株式会社	製造業	延岡市	2024年	
58	有限会社 サンエク	建設業	宮崎市	2024年	
59	株式会社 宮崎太陽銀行	金融、保険業	宮崎市	2024年	
60	株式会社 桜木組	建設業	都城市	2024年	
61	株式会社 デンサン	情報通信業	宮崎市	2024年	
62	ミネベアアクセスソリューションズ株式会社	製造業	宮崎市	2024年	
63	株式会社 ジェイエイフーズみやざき	製造業	西都市	2025年	
64	株式会社 サンライズネットワークス	小売業	宮崎市	2025年	
65	株式会社 イート	食品製造業	宮崎市	2025年	
66	大淀開発 株式会社	建設業	都城市	2025年	
67	医療法人一誠会 都城新生病院	医療、福祉	都城市	2025年	
68	富士フイルムワコーケミカル株式会社	製造業	宮崎市	2025年	_
69	株式会社 河北	建設業	児湯郡都農町	2025年	



プラチナくるみん認定企業一覧



認定企業数 3 社

(R7年9月末時点)

認定 件数	企業名	業種	所在地 (市町村)	認定年	プラス認定年
1	有限会社ケアプロジェクト	医療・福祉	宮崎市	2020年	
2	えびの電子工業株式会社	製造業	えびの市	2023年	2023年
3	医療法人養気会 池井病院	京法人養気会 池井病院 医療、福祉 小林市		2024年	

令和7年 4月1日から

新たな 10年がスタート!

次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律であり、常時雇用する労働者が 101 人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています(100 人以下の企業は努力義務)。

令和6年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により、法律の有効期限がさらに 10年間延長され、令和17年3月31日までとなりました。

1

行動計画策定・変更時に、 育児休業等の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付け

○ 育児休業等の取得状況及び 労働時間の状況把握

〇 改善すべき事情の分析

- 行動計画の策定・変更
- 〇 社内周知
- 外部への公表
- 都道府県労働局への届出

○ 計画の実施

○ 計画終了・効果の測定

行動計画の策定又は変更を行う際には、<u>育児休業等の取得状況</u>(**1)、<u>労働時間の状況</u>(**2) <u>を把握</u>するとともに、<u>育児休業等の取得状況や労働時間の状況に係る数値目標の設定</u>が義務付けられます。

(※1)男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」 (※2)フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の 労働時間(高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者にあっては、健康管理時間)

◆PDCA サイクルの確立

※令和7年4月1日以降に 策定又は変更する行動計画 から義務の対象です。

認定基準を 満たした場合

厚生労働大臣による認定 (くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん)

認定基準の見直し(認定種類別の認定基準全体は、p.2~p.3 でご確認ください。)

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準く共通>

○女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し(認定基準6)

女性労働者の育児休業等取得率75%以上育児休業等をすることができる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率基準なし・ 75%以上

〇成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し (認定基準8)

①所定外労働の削減

②年次有給休暇の取得の促進

③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに 関する多様な労働条件の整備 ▶①男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸

②年次有給休暇の取得の促進

③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに 関する多様な労働条件の整備

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準く認定種類別>

〇男性の育児休業等の取得に係る基準の見直し(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準5)

	男性労働者の育児休業等取得率			75127512701	大業等・育児目的休暇 X得率
トライくるみん	7%以上 ■	10%以上	又は	15%以上	20%以上
くるみん	10%以上	30%以上		20%以上	50%以上
プラチナくるみん	30%以上	50%以上		50%以上	70%以上

○働き方の見直しに係る基準の見直し(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準7)

雇用する全てのフルタイム労働者	トライくるみん	45 時間未満
1 人当たりの各月ごとの法定時間外	くるみん	45 時間大満(全てのフルタイム労働者)又は
労働及び法定休日労働の合計時間数	プラチナくるみん	45 時間未満 45 時間未満 (25~39 歳のフルタイム労働者)

〇能力向上又はキャリア形成支援の取組に係る計画の策定・実施に関する対象の見直し (プラチナくるみん認定基準 10)

プラチナくるみん 女性労働者を対象とした取組 参 労働者を対象とした取組

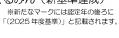


トライくるみん、くるみん認定基準

トライくるみん (旧基準達成)

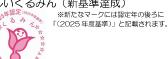


新しいトライくるみん (新基準達成)





新しいくるみん(新基準達成)



- 1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
- 5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 10%以上 (旧基準:7%以上)であること。
- (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の 育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上(旧基準:15% 以上)であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
- 5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 30%以上 (旧基準:10%以上)であり、**当該割合を「両立支援のひろば」で公** 表していること。
- (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の 育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 50%以上(旧基準: <u>20%以上)</u>であり、**当該割合を「両立支援のひろば」で公表している こと、**かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合(男性の育児休業等取得者がO人、かつ 企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がO人)でも、①~④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- 性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。
- で)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男 性労働者がいること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したと ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したと きに、男性の育児休業等取得率が 10%以上(旧基準: 7%以上)である こと。
- 場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子ま たは小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度 を利用した男性労働者がいること。

- ① 計画期間内に、子の看護等休暇(旧基準:子の看護休暇)を取得した男 ① 計画期間内に、子の看護等休暇(旧基準:子の看護休暇)を取得した男 性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)、 かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。
- ② 計画期間内に、中学校卒業前(15 歳に達した後の最初の3月31日ま ② 計画期間内に、中学校卒業前(15 歳に達した後の最初の3月31日ま で)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性 労働者がいること、かつ、**当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で** 公表していること。
 - きに、男性の育児休業等取得率が 30%以上 (旧基準:10%以上) であ り、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。
- 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない ② 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場 合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子また は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利 用した男性労働者がいること、かつ、**当該男性労働者の数を「両立支援の** ひろば」で公表していること。
- 6. 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇 用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上(旧基準:女性労働 者の育児休業等取得率が75%以上)であること。
 - <労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその 開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性労働 者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率 が 75%以上 (旧基準:女性労働者の育児休業等取得率が 75%以上) であれば基準を満たす。

- 6. 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇 用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上(旧基準:女性労働者 の育児休業等取得率が75%以上)であり、**当該割合を「両立支援のひろば」** で公表していること。
- <労働者数が300人以下の一般事業主の特例> ……………

計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその 開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性労働 者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率 が 75%以上 (旧基準:女性労働者の育児休業等取得率が 75%以上)で あり、**当該割合を「両立支援のひろば」で公表**していれば基準を満たす。

(旧基準7.) 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児体業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置 または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。 ※廃止(経過措置は n4 上段参照)

- 7(旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1) と(2)のいずれも満たしていること。
- (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が 各月45時間未満であること。
- (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
- (旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において次の<u>(1)また</u> は(2)のいずれかを満たしていること、かつ(3)を満たしている
 - (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が 各月 30 時間未満 (旧基準:45 時間未満)であること。
 - (2) フルタイムの労働者のうち、25~39歳の労働者の法定時間外・ 法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。(新設)
 - (3) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。 (旧基準:計画期間の終了日の属する事業年度において上記(1) <u>の旧基準と(3)のいずれも満たしていること。)</u>
- 8 (旧基準9)、次の①~③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
 - ① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置(旧基準:所定外労働の削減のための措置)
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 (旧基準 10). 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。



1~4. トライくるみん、くるみん認定基準1~4と同一

- 5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が50%以上(旧基準:30%以上)であること。
- (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 70%以上(旧基準: 50%以上)であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
 - <労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合(男性の育児休業等取得者が〇人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が〇人)でも、①~④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、<u>子の看護等休暇(旧基準:子の看護休暇)</u>を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。
- ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が50%以上(旧基準:30%以上)であること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。
- 6. トライくるみん認定基準6と同一

(旧基準7.) くるみん認定旧基準7と同一 ※廃止 (経過措置は p.4 上段参照)

※くるみん認定基準と同様の改正が、プラチナくるみん認定基準においても行われました。 (詳細は p.2 のくるみん認定基準参照)

- 7 (旧基準8). くるみん認定基準7 (旧基準8) と同一
- 8 (旧基準9). 次の①~③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。
 - ① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置(旧基準:所定外労働の削減のための措置)
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 (旧基準 10)、次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職(育児休業等を利用している者を含む)している者の割合が90%以上であること。
- (2) 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者(子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む)の割合が70%以上であること。
- <労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間中に(1)が90%未満でかつ(2)が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、上記の(1)が90%以上または(2)が70%以上であれば、基準を満たす。

- 10. 育児休業等をし、または育児を行う<u>労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮すること</u>で活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。
- (旧基準 11.) 育児休業等をし、または育児を行う<u>女性労働者が就業を継続し、</u>活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。
- 11 (旧基準 12)。トライくるみん、くるみん認定基準9 (旧基準 10) と同一
- ○プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、 公表日の前事業年度(事業年度=各企業における会計年度)の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。
 - ・1回目の公表は、プラチナくるみん認定取得後おおむね3か月以内
 - ・2回目の公表は、公表前事業年度終了後おおむね3か月以内

に行ってください。

厚生労働省運営のウェブサイト「両立支援のひろば」(https://ryouritsu.mhlw.go.jp/)

【各種情報を検索・閲覧】

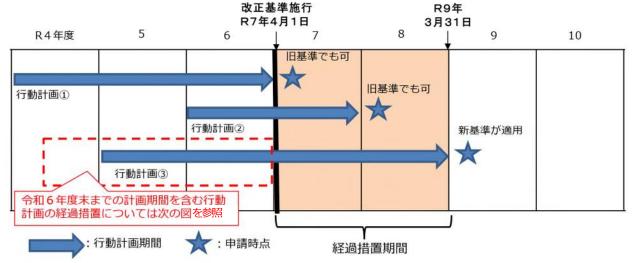
- 〇一般事業主行動計画公表サイト:策定した一般事業主行動計画を公表したり、他社の計画を閲覧できます。
- ○両立診断サイト:自社の両立支援の取組状況をチェックしたり、他社の取組を閲覧できます。
- 〇その他、両立支援に取り組む企業の取組事例やお役立ち情報を掲載した Q&A 集の検索ができます。

ぜひご活用ください。

認定申請に関する経過措置

【令和7年4月から2年間の認定基準の経過措置】: 改正前の旧基準達成による認定

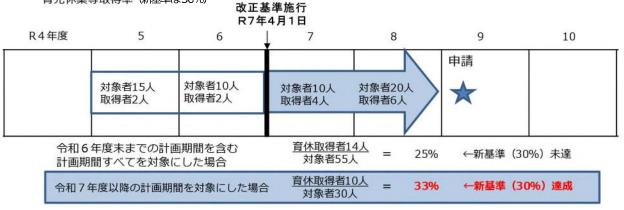
計画期間の時期にかかわらず、令和9年3月31日までは旧基準で申請することができます。この場合に付与されるくるみん及びトライくるみん認定マークは旧基準達成による認定マークとなります。



【令和6年度末までの計画期間を含む行動計画の経過措置】: 改正後の新基準達成による認定

施行後の取組を評価するため、令和6年度末までに開始した行動計画で令和7年度以降に認定申請を行う場合は、令和6年度末までの計画期間を含めずに、令和7年度以降の計画期間を基準算出のための計画期間とみなすことができます。この場合に付与される認定マークは新基準達成による認定マークとなります。

【例】くるみん認定申請に係る計画期間が令和5年度から8年度までの4年間であった場合の男性労働者の 育児休業等取得率(新基準は30%)



⇒ 令和7年度以降の計画期間での新基準達成により、新しいくるみんマークの申請が可能

【プラチナくるみん認定の取消に関する経過措置】

プラチナくるみんは、認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても旧基準を満たしていれば取消の対象とはなりません。

◆詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

くるみん認定・プラチナくるみん認定等を受けると次の制度を活用できます。

○公共調達における加点評価 ○くるみん助成金(こども家庭庁)

○賃上げ促進税制(経済産業省) ○働き方改革推進支援資金((株)日本政策金融公庫)



お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青 森	017-734-4211	千 葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大 分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	Ш	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石 川	076-265-4429	大 阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖 縄	098-868-4380
茨 城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵 庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈 良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長 野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		



えるぼし認定企業一覧



【R7年9月末現在】

認定企業数 14社

認定 件数	企業名	認定段階	所在地 (市町村)	業種	労働者数	認定年月
1	社会福祉法人常陽社会福祉事業団	**	都城市	医療•福祉	191名	2019/3/1
2	えびの電子工業株式会社	***	えびの市	製造業	683名	2019/11/29
3	社会福祉法人浄信会	***	小林市	医療•福祉	137名	2020/10/16
4	株式会社長友総研	***	宮崎市	専門・技術 サービス業	14名	2020/11/17
5	A's社会保険労務士法人	**	宮崎市	専門・技術 サービス業	5名	2021/9/28
6	株式会社矢野興業	**	宮崎市	建設業	52名	2021/12/15
7	センコービジネスサポート株式会社	***	延岡市	情報通信業	424名	2023/4/19
8	株式会社クリエート	***	東臼杵郡門川町	情報通信業	38名	2024/10/16
9	株式会社徳満建設	***	都城市	建設業	26名	2025/3/27
10	丸昭建設株式会社	**	都城市	建設業	45名	2025/5/8
11	都北産業株式会社	**	都城市	建設業	125名	2025/5/14
12	大和開発株式会社	***	宮崎市	建設業	95名	2025/6/30
13	株式会社 クラフ	**	宮崎市	専門・技術 サービス業	141名	2025/7/10
14	株式会社 緒方組	**	小林市	建設業	46名	2025/9/3

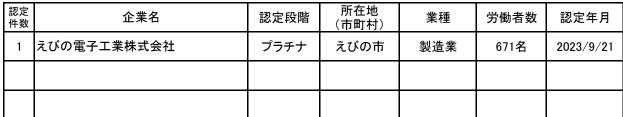




プラチナえるぼし認定企業一覧

【R7年9月末現在】

認定企業数1社





えるぼし認定

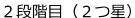
行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

認定の段階は、「**女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」(5~7ページ参照)**を満たした数に応じて3段階あります。

> 認定の段階

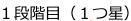


● 5~7ページに掲げる「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」の5つの項目全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に公表していること。





- 5~7ページに掲げる「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」のうち3つ又は4つの項目を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に公表していること。
- ●基準を満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該項目に関連するもの(※)を実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。





- 5~7ページに掲げる「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」のうち1つ又は2つの項目を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に公表していること。
- ●基準を満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該項目に関連するもの(※)を実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

認定後の公表

えるぼし認定を受けた事業主は、5~7ページに掲げる「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」のうち満たした項目の実績について、認定を受けた後も**毎年少なくとも1回、「女性の活躍推進企業データベース」(9~11ページ参照)**において公表することが必要です。

また、1段階目、2段階目のえるぼし認定を受けた事業主は、満たさない項目についても、満たさない項目の実績を改善するために、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該項目に関連するもの(※)を実施し、その取組の実施状況について**毎年少なくとも1回、「女性の活躍推進企業データベース」**において公表することが必要です。

(※)必ずしも指針に盛り込まれた取組に限定されるものではなく、指針に盛り込まれた取組と同等以上に自社において効果的と考えられる取組であれば構いません。

▶「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」

- 「1 採用」、「2 継続就業」、「3 労働時間等の働き方」、「4 管理職比率」、
- 「5 多様なキャリアコース」の5つの評価項目があります。
- ▶ 1 採用 (区) ※下線部は、2020年(令和2年)6月1日から新たに追加されたものです。

次の(i)と(ii)のいずれかに該当すること。

- (i) 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること。 (直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近3事業年度の平 均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと(期間 の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れることを目的とするものに限る)。)
- (ii) 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること。
 - ①正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割) 以上であること。
 - ②正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が 4割を超える場合は4割)以上であること。
 - (※)正社員に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみに該当すれば足りる。
 - ・(i)女性(男性)の競争倍率

「女性(男性)の応募者数(実質的な採用選考が始まった段階の人数)」:「女性(男性)採用者数(内定者を含んでもよい)」

- ・(i)中途採用を含む
- ・(i)直近3事業年度の女性(男性)の競争倍率の平均値 {「直近事業年度の女性(男性)の競争倍率」+「(直近-1)事業年度の女性(男性)の競争倍率」+「(直近-2)事業年度の 女性(男性)の競争倍率」}÷3
- ・(ii)②「平均値」は雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。詳細は厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)へ。
- ▶ 2 継続就業 (区) ※下線部は、2020年(令和2年)6月1日から新たに追加されたものです。
- (i) 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること。
 - ①「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ**7割以上**であること。
 - (※) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。
 - ②「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれ ぞれ**8割以上**であること。
 - (※) 新規学卒採用者等として雇い入れた労働者であって、期間の定めのない労働契約 を締結している労働者に限る。
- (ii) (i)を算出することができない場合は、以下でも可。

<u>直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上</u>であること。

- ・(i)①平均継続勤務年数を算出するにあたり、有期雇用から無期雇用に転換した者については、有期雇用として勤務していた期間についても原則含む(それまでの継続勤務年数が明確でない場合は、改正労働契約法の施行日である2013年(平成25年)4月1日から状況把握日まで勤務継続していることとして差し支えない。また、転換者以外の無期雇用とは別の雇用管理区分としても差し支えない。)
- ・(i)②女性(男性)の継続雇用割合
 - 「9~11事業年度前に採用した女性(男性)労働者であって現在雇用されている者の数」÷「9~11事業年度前に採用した女性(男性)労働者の数」
- ・(ii)「平均値」は雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。詳細は厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)へ。

▶▶3 労働時間等の働き方(区)

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、 直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。

「各月の対象労働者の(法定時間外労働+法定休日労働)の総時間数の合計」÷「対象労働 者数」< 45 時間

これにより難い場合は、

- ・ [「各月の対象労働者の総労働時間数の合計」 「各月の法定労働時間の合計 = (40×各月の日数÷7)×対象労働者数」] ÷「対象労働者数」 < 45 時間
- 対象者について、

事業場外みなし労働時間制の適用を受ける労働者(労働基準法第38条の2)

専門業務型裁量労働制の適用を受ける労働者(労働基準法第38条の3)

企画業務型裁量労働制の適用を受ける労働者(労働基準法第38条の4)

管理監督者(労働基準法第41条)

高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者(労働基準法第41条の2)

を除く

・「各月の労働者数」については、当該月の初日から末日まで従事した労働者をカウントし、各月の「法定時間外労働」、 「法定休日労働」、「総労働時間」については、当該月の初日から末日まで従事した労働者の「法定時間外労働」、「法定 休日労働」、「総労働時間」をカウントする。

▶▶4 管理職比率

次の(i)と(ii)のいずれかに該当すること。

- (i) 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。
- (ii) 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」 ÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が 8割以上であること。
- ・「管理職」とは、「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)」にある労働者の合計 「課長級」とは、以下のいずれかに該当する者
 - ・事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、2係以上の組織からなり、若しくは、その構成員が10人以上(課長含む)の長・同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者 (ただし、一番下の職階ではないこと)

なお、一般的に「課長代理」、「課長補佐」と呼ばれている者は、上記の組織の長やそれに相当する者とはみなされません。

- ・(i)「平均値」は雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。詳細は厚生労働省ホームページ(女性活躍 推進法特集ページ)へ。
- ・(ii) 1 つ下位の職階から課長級に昇進した女性(男性)労働者の割合(*) 「直近の事業年度に課長級に昇進した女性(男性)労働者の数」÷「直近の事業年度開始の日に課長級より 1 つ下の職階の 女性(男性)労働者の数」
- ・(ii)直近3事業年度の平均値 {「直近の事業年度の(*)」+「(直近-1)事業年度の(*)」+「(直近-2)事業年度の(*)」}÷3
- ・(ii)昇進にあたって、一定の勤務年数や、1つ下位の職階に昇進してからの滞留年数を要件としている場合は、分母 (1つ下位の職階にある労働者総数)について、当該要件に該当する者に限定しても差し支えない。

▶▶5 多様なキャリアコース

直近の3事業年度のうち、以下ア〜エについて、

- ・常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は2項目以上(非正社員がいる場合は必ず アを含むこと)
- ・常時雇用する労働者数が300人以下の事業主は1項目以上
- の実績を有すること
 - ア 女性の非正社員から正社員への転換(派:雇入れ)
 - イ 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
 - ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
 - エ おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用
- ・「非正社員」には、派遣労働者を含む。
- ・「短時間正社員」については、「正社員」に該当する。

「短時間正社員」とは、他の正規型のフルタイムの労働者と比較し、その所定労働時間(所定労働日数)が短い正規型の労働者であって、以下の①、②のいずれにも該当する者

- ①期間の定めのない労働契約を締結している者
- ②時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規型の労働者と同等である者

【留意点】

(区)の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要。

※「雇用管理区分」とは

職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者と異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。雇用管理区分が同一かの判断にあたっては、従事する職務の内容、人事異動(転勤、昇進・昇格を含む)の幅や頻度において他の区分に属する労働者との間に、客観的・合理的な違いが存在しているかによって判断する。

(例:総合職(事務系)、総合職(技術系)、一般職(事務系)、契約社員、パートタイム労働者 / 総合職、エリア総合職、一般職 / 事務職、技術職、専門職、現業職 など)

■ 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数の1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない。ただし、雇用形態が異なる場合には、まとめて算出することはできない。

職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分をまとめるにあたっては、賃金待遇やキャリアの見通し等に大き な違いがないものに限るよう留意すること。

▶ 「直近の事業年度」とは、原則として、認定申請を行う事業年度の前の事業年度とする。

ただし、例えば事業年度が毎年4月1日から翌年の3月31日までである事業主が、4月1日に認定申請をしようとする場合など、申請時に前の事業年度の数字を把握することが困難な項目については、前々事業年度までの数値等を用いることができる。

なお、事業年度については、必ずしも「4月1日から翌年の3月31日」となっていなくても、各社における事業年度として差し支えない。

● 「正社員」とは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。 以下「パート・有期雇用労働法」という。)第2条に規定する通常の労働者をいう。

「非正社員」とは、正社員以外の者をいう。

- ▶「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」以外の基準
 - ▶▶ 1 事業主行動計画策定指針に即して適切な一般事業主行動計画 を定めたこと。
 - ▶ 2 策定した一般事業主行動計画について、適切に労働者への 周知及び外部公表をしたこと。

▶▶ 3 次のいずれにも該当しないこと。

- ●認定取消又は辞退(認定辞退通達(20ページ参照)に掲げる基準に該当すること以外を理由とした辞退)の日から3年を経過していないこと。
- ●職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の6第1項第3号の規定により、 公共職業安定所等が求人の申込みを受理しないことができる場合に該当すること。
- ●女性活躍推進法及び女性活躍推進法に基づく命令その他関係法令に違反する重大事実があること(関係法令に違反する重大事実があった事業主については、是正等を確認してから1年間を経過していないこと)。

「その他関係法令」は、以下のものをいう。

- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。)
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。 以下「育児・介護休業法」という。)
- ・パート・有期雇用労働法
- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年 法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。)
- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。)
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」と いう。)
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。 以下「労働者派遣法」という。)
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下「労働保険徴収法」という。)
- ・労働基準法(昭和22年法律第49号)
- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)

「関係法令に違反する重大な事実」とは、以下のもの等をいう。

- ・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パート・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に違反し て勧告を受けたこと
- ・高年齢者雇用安定法、障害者雇用促進法又は労働者派遣法の勧告に従わず企業名が公表されたこと
- ・労働保険徴収法に定められた労働保険料を直近2年度について滞納していること
- ・労働基準法及び安衛法等に違反して送検され、当該事案が公になったこと(なお送検後、不起訴とされたこと又は裁判で無罪となったことを把握した場合は、当該要件に該当しないものとする。)
- ・違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められ企業名が公表されたこと
- ・裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められ企業名が公表されたこと
- ・長時間労働等に関する重大な労働関係法令に違反し、当該違反を是正する意思がないこと
- ・長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に複数回違反したこと

プラチナえるぼし認定

えるぼし認定を受けた事業主のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する 取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

⇒ 認定を受けた事業主は、3ページのメリットに加え、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されます!

▶ プラチナえるぼし認定の主な基準



- ●事業主行動計画策定指針に即して適切な一般事業主行動計画を 策定し、策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、 **当該行動計画に定めた目標を達成**したこと。
- ●男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任し、その 選任状況を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表してい ること。
- 1 2~1 6ページに掲げる「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」の5つの項目全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
- ●女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。) のうち、8項目以上を毎年「女性の活躍推進企業データベース」に 公表していること。

▶「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」

「1 採用」、「2 継続就業」、「3 労働時間等の働き方」、「4 管理職比率」、 「5 多様なキャリアコース」の5つの評価項目があります。

プラチナえるぼし認定を受けるためには、全ての評価項目を満たす必要があります。

▶▶1 採用(区) (えるぼし認定と同様)

次の(i)と(ii)のいずれかに該当すること。

- (i) 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること。 (直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと(期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れることを目的とするものに限る)。)
- (ii) 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること。
 - ① 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること。
 - ② 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること。
 - (※)正社員に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみに該当すれば足りる。
- ・(i)女性(男性)の競争倍率

「女性(男性)の応募者数(実質的な採用選考が始まった段階の人数)」÷「女性(男性)採用者数(内定者を含んでもよい)」

- ・(i)中途採用を含む
- ・(i)直近3事業年度の女性(男性)の競争倍率の平均値 {「直近事業年度の女性(男性)の競争倍率」+「(直近-1)事業年度の女性(男性)の競争倍率」+「(直近-2)事業年度の 女性(男性)の競争倍率」}÷3
- ・(ii)②「平均値」は雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。詳細は厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)へ。

▶▶2 継続就業(区)

- (i) 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること。
 - ①「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること。
 - (※) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。
 - ②「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれ ぞれ**9割以上**であること。
 - (※) 新規学卒採用者等として雇い入れた労働者であって、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。
- (ii) (i)を算出することができない場合は、以下でも可。

直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。

- ・(i)①平均継続勤務年数を算出するにあたり、有期雇用から無期雇用に転換した者については、有期雇用として勤務していた期間についても原則含む(それまでの継続勤務年数が明確でない場合は、改正労働契約法の施行日である2013年(平成25年)4月1日から状況把握日まで勤務継続していることとして差し支えない。また、転換者以外の無期雇用とは別の雇用管理区分としても差し支えない。)
- ・(i)②女性(男性)の継続雇用割合
 - 「9~11事業年度前に採用した女性(男性)労働者であって現在雇用されている者の数」÷「9~11事業年度前に採用した女性(男性)労働者の数」
- ・(ii)「平均値」は雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。詳細は厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)へ。

▶▶3 労働時間等の働き方(区)(えるぼし認定と同様)

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること

・「各月の対象労働者の(法定時間外労働+法定休日労働)の総時間数の合計」÷「対象労働者数」 < 45 時間

これにより難い場合は、

- ・ [「各月の対象労働者の総労働時間数の合計」 「各月の法定労働時間の合計 = (40×各月の日数÷7)×対象労働者数」] ÷「対象労働者数」 < 45 時間
- 対象者について、

事業場外みなし労働時間制の適用を受ける労働者(労働基準法第38条の2)

専門業務型裁量労働制の適用を受ける労働者(労働基準法第38条の3)

企画業務型裁量労働制の適用を受ける労働者(労働基準法第38条の4)

管理監督者(労働基準法第41条)

高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者(労働基準法第41条の2)

を除く

・「各月の労働者数」については、当該月の初日から末日まで従事した労働者をカウントし、各月の「法定時間外労働」、 「法定休日労働」、「総労働時間」については、当該月の初日から末日まで従事した労働者の「法定時間外労働」、「法定 休日労働」、「総労働時間」をカウントする。

▶▶4 管理職比率

(i) 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの 平均値の**1.5倍以上**であること。

ただし、1.5倍後の数字が、

- (ii)15%以下の場合:管理職に占める女性労働者の割合が15%以上(※)であること。
 - (※) 15%未満の事業主で「直近3事業年度の平均した1つ下位の職域から課長級に昇進した女性労働者の割合」が「直近3事業年度の平均した1つ下位の職域から課長級に昇進した男性労働者の割合」以上である場合は、産業計の平均値以上で可。
- (iii) 40%以上の場合:以下の①と②のいずれか大きい値以上であること。
 - ①正社員に占める女性比率の8割の値
 - 240%
- ・「管理職」とは、「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)」にある労働者の合計
 - 「課長級」とは、以下のいずれかに該当する者 ・事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、2係以上の組織からなり、若しくは、その構成員が10人以上(課長含む)の長
 - ・同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者 (ただし、一番下の職階ではないこと)

なお、一般的に「課長代理」、「課長補佐」と呼ばれている者は、上記の組織の長やそれに相当する者とはみなされません。

- ・(i)「平均値」は雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。詳細は厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)へ。
- ・(ii)(※)1つ下位の職階から課長級に昇進した女性(男性)労働者の割合(*) 「直近の事業年度に課長級に昇進した女性(男性)労働者の数」÷「直近の事業年度開始の日に課長級より1つ下の職階 の女性(男性)労働者の数し
- ・(ii)(※)直近3事業年度の平均値 {「直近の事業年度の(*)」+「(直近-1)事業年度の(*)」+「(直近-2)事業年度の(*)」}÷3
- ・(ii)(%)について、昇進にあたって、一定の勤務年数や、1つ下位の職階に昇進してからの滞留年数を要件としている場合は、分母(1つ下位の職階にある労働者総数)について、当該要件に該当する者に限定しても差し支えない。

▶▶5 多様なキャリアコース (えるぼし認定と同様)

直近の3事業年度のうち、以下ア~エについて、

- ・常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は2項目以上(非正社員がいる場合は必ず アを含むこと)
- ・常時雇用する労働者数が300人以下の事業主は1項目以上
- の実績を有すること
 - ア 女性の非正社員から正社員への転換(派:雇入れ)
 - イ 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
 - ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
 - エ おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用
- ・「非正社員」には、派遣労働者を含む。
- ・「短時間正社員」については、「正社員」に該当する。

「短時間正社員」とは、他の正規型のフルタイムの労働者と比較し、その所定労働時間(所定労働日数)が短い正規型の労働者であって、以下の①、②のいずれにも該当する者

- ①期間の定めのない労働契約を締結している者
- ②時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規型の労働者と同等である者

【留意点】(えるぼし認定と同様)

- ●(区)の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要。
 - ※「雇用管理区分」とは

職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者と異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。雇用管理区分が同一かの判断にあたっては、従事する職務の内容、人事異動(転勤、昇進・昇格を含む)の幅や頻度において他の区分に属する労働者との間に、客観的・合理的な違いが存在しているかによって判断する。

- (例:総合職(事務系)、総合職(技術系)、一般職(事務系)、契約社員、パートタイム労働者 / 総合職、エリア総合職、一般職 / 事務職、技術職、専門職、現業職 など)
- 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数の1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない。ただし、雇用形態が異なる場合には、まとめて算出することはできない。

職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分をまとめるにあたっては、賃金待遇やキャリアの見通し等に大きな違いがないものに限るよう留意すること。

「直近の事業年度」とは、原則として、認定申請を行う事業年度の前の事業年度とする。

ただし、例えば事業年度が毎年4月1日から翌年の3月31日までである事業主が、4月1日に認定申請をしようとする場合など、申請時に前の事業年度の数字を把握することが困難な項目については、前々事業年度までの数値等を用いることができる。

なお、事業年度については、必ずしも「4月1日から翌年の3月31日」となっていなくても、各社における事業年度として差し支えない。

- 「正社員」とは、パート・有期雇用労働法第2条に規定する通常の労働者をいう。 「非正社員」とは、正社員以外の者をいう。
- ▶「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」以外の 基準
 - ▶▶ 1 事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画 を定めたこと。 (えるぼし認定と同様)
 - ▶▶ 2 策定した一般事業主行動計画について、適切に労働者への 周知及び外部公表をしたこと。 (えるぼし認定と同様)
 - ▶▶ 3 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、行動 計画に定められた目標を達成したこと。

行動計画は以下を満たしていることが必要です。

- ●行動計画は、プラチナえるぼし認定申請を行った日の直近にその計画期 間が終了したものであること。
- ●行動計画の計画期間は、2年~5年のものであること。
- ※常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は、行動計画の始期が令和2年4月1日 以降である場合には、行動計画に定められた2つ以上の数値目標を少なくとも2つ 達成していることが求められます。
- ※改正法の施行前(2020年(令和2年)6月より前)に計画期間が終了したものでもかまいません。

- ▶▶ 4 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。
- ▶▶ 5 女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。
- ▶▶ 6 雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異 の状況について把握したこと。
 - ※常用労働者数が301人以上の事業主は、情報公表について厚生労働省雇用環境・均等局長が定める方法と同様の方法で雇用管理区分ごとに把握する必要があります。
 - ※常用労働者数が300人以下の事業主は、情報公表について厚生労働省雇用環境・均等局長が定める方法はあくまで情報公表に関して定めるものなので、それ以外の方法によって雇用管理区分ごとに「男女の賃金の差異」を把握する場合でも、女性活躍推進法に基づき状況把握したことになります。

▶▶ 7 次のいずれにも該当しないこと。

- ●プラチナえるぼし認定の申請より前に、一般事業主行動計画に定められた目標 を容易に達成できる目標に変更していること。
 - ※例えば、計画期間の途中で一般事業主行動計画を変更し、既に定めている目標を下方修正する場合をいう。ただし、目標を下方修正することなく、一般事業主行動計画の期間を2~5年の範囲で変更することは差し支えない。
- ●認定取消又は辞退(特例認定辞退通達(21ページ参照)に掲げる基準に該当すること以外を理由とした辞退)の日から3年を経過していないこと。
- ●職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の6第1項第3号の規定により、 公共職業安定所等が求人の申込みを受理しないことができる場合に該当すること。(えるぼし認定と同様)
- ●女性活躍推進法及び女性活躍推進法に基づく命令その他関係法令に違反する重大 事実があること(関係法令に違反する重大事実があった事業主については、是正 等を確認してから1年間を経過していないこと)。 (えるぼし認定と同様)



ユースエール認定企業一覧 🤯

資料8

28事業所

令和7年11月7日現在

整理 No	認定日	認定企業名	郵便番号	所在地	管轄所	産業分類
1	2016(H28).10.25	医療法人養気会 池井病院	886-0007	小林市真方87番地	小林	P. 医療·福祉
2	2017(H29).9.4	医療法人浩然会 内村病院	886-0002	小林市水流迫852番地1	小林	P. 医療·福祉
3	2018(H30).10.5	株式会社イーテック	880-0303	宮崎市佐土原町東上那珂11954番地3	宮崎	E. 製造業
4	2018(H30).11.5	株式会社 都城北諸地区清掃公社	885-0006	都城市吉尾町2159番地	都城	R. サービス業(他に分類 されないもの)
5	2020(R2).9.23	株式会社ジャストエンジニアリング	880-2224	宮崎市高岡町飯田1丁目8-11	宮崎	L. 学術研究, 専門・技術 サービス業
6	2020(R2).10.27	社会福祉法人 常陽社会福祉事業団	885-0092	都城市南横市町4000番地	都城	P. 医療•福祉
7	2021(R3).10.5	株式会社 白浜測量設計	880-0917	宮崎市城ヶ崎2丁目6番地3	宮崎	L. 学術研究, 専門・技術 サービス業
8	2022(R4).9.30	有限会社サンエク	880-2215	宮崎市高岡町高浜331番地2	宮崎	D. 建設業
9	2022(R4).10.13	富岡建設株式会社	887-0033	日南市大字平山2292番地4	日南	D. 建設業
10	2023(R5).4.6	株式会社高山建設	889-4411	西諸県郡高原町大字広原152番地	小林	D. 建設業
11	2023(R5).7.25	九州北清株式会社	886-0006	小林市北西方1084-1	小林	R. サービス業(他に分類 されないもの)
12	2024(R6).3.22	倉本鐵工株式会社	883-0062	日向市大字日知屋17305番地	日向	E.製造業
13	2024(R6).5.1	株式会社宮崎オーバル	885-1202	都城市高城町穂満坊518-16	都城	E.製造業
14	2024(R6).8.1	A's社会保険労務士法人	880-0916	宮崎市大字恒久5243-6	宮崎	L.学術研究,専門・技術 サービス業
15	2024(R6).10.18	木村産業株式会社	882-0063	延岡市古川町82-1	延岡	D.建設業
16	2024(R6).11.21	大平開発株式会社	889-3532	串間市大字大平3291番地	日南	D.建設業
17	2025(R7).2.17	湯川建設株式会社	882-0034	延岡市昭和町3-2014	延岡	D.建設業
18	2025(R7).4.2	株式会社竹井建設	889-3202	日南市南郷町中村甲400番地	日南	D.建設業
19	2025(R7).6.26	龍南建設株式会社	880-0921	宮崎市大字本郷南方1857番地3	宮崎	D.建設業
20	2025(R7).6.26	株式会社竹尾組	882-1621	西臼杵郡高千穂町大字岩戸692番地のイ	延岡	D.建設業
21	2025(R7).6.30	永野建設株式会社	889-2511	日南市大字酒谷乙10322	日南	D.建設業
22	2025(R7).7.17	九州建設工業株式会社	880-0936	宮崎市天満2丁目6-13	宮崎	D.建設業
23	2025(R7).7.23	松本建設株式会社	880-0021	宮崎市清水1丁目9-24	宮崎	D.建設業
24	2025(R7).8.6	段建設工業株式会社	889-4601	都城市山田町山田9380	都城	D.建設業
25	2025(R7).8.7	上田工業株式会社	882-0837	延岡市古城町5丁目46番地	延岡	D.建設業
26	2025(R7).8.27	株式会社志多組	880-8550	宮崎市高千穂通1丁目4-30	宮崎	D.建設業
27	2025(R7).9.29	旭建設株式会社	883-0051	日向市向江町1丁目200	日向	D.建設業
28	2025(R7).11.7	日新興業株式会社	882-0812	延岡市本小路74	延岡	D.建設業

ご存じですか? 「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小 企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)を、若者雇用促進法に 基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

<認定マーク>

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の 円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか?

ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、 企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで 重点的 P R を実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で 認定企業を積極的に P R することで、若者からの応募増が期待できます。 また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに 関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として 企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて 積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者 と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク(右)を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による 融資制度	株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)において実施している「働き方改革推進支援資金」を利用する際、基準利率から – 0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、貸付期間、担保の有無などに応じて異なります。 詳細は以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html ※ 働き方改革推進支援資金の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。
6	一部地方公共団体における 優遇措置	一部の地方公共団体が行う事業(補助金、奨励金、融資制度等)において、ユースエール認定企業への優遇措置が設けられている場合があります。詳細は、以下のURLをご覧ください。https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001306877.pdf

🤔 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

【 認定基準 】

K DIG						
1	学卒求人 ^{※1} など、若者対象の正社員 ^{※2} の求人申込みまたは募集を行っていること					
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること					
3	右の要件をすべて 満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること				
		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3				
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと				
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間 取得日数が平均10日以上※4				
		・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※5				
	右の青少年雇用情報 について公表してい ること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務な				
4		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検 定等の制度の有無とその内容				
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)、役員・管理職の女性割合				
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと					
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと ^{※6}					
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと					
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと ^{※7}					
9	暴力団関係事業主でないこと					
10	風俗営業等関係事業主でないこと					
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと					
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと					

- ※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。
- ※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。
- ※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。
- ※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。
- ※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」 (子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。)を取得している企業については、認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。
- ※63、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。
- ※ 7 離職理由に虚偽があることが判明した場合(実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど)は取り消します。

② 認定企業になるには、どうすればよいですか?

認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます!

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、 電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。(https://shinsei.e-gov.go.jp/)



本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。 (融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください)

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な "ユースエール認定企業"を知っていますか?

あなたはどんな企業で働きたいですか?

長く働ける!

ワークライフバランスを 大切にしてくれる!

子育てしやすい!

若者の育成に熱心!

その希望にこたえるのが、ユースエール認定企業です!!

「ユースエール認定企業」とは、「若者雇用促進法」に基づき、 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが 優良であると厚生労働大臣が認定した企業です。



く認定マーク>

<認定基準の一部>

- 直近三事業年度の、**新卒者などの離職率が20%以下**
- 前事業年度の、正社員の月平均の所定外労働時間が20時間以下 かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ
- 前事業年度の、正社員の有給休暇の、年平均の取得日数が年10日以上 または、年平均取得率※70%以上 ※ 付与日数に占める取得日数の平均 など

*その他詳しい認定基準については裏面を参照してください。

「ユースエール認定企業」を調べるにはどのような方法がありますか?

▲「若者雇用促進総合サイト」があります!

厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」は、全国のユースエール認定企業をはじめ とした、さまざまな企業の情報を検索できる総合サイトです。

個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、企業からのメッセージなどの企業情報や採用情報 が閲覧できるほか、就職活動の始め方・進め方等の就職相談窓口の検索も行うことができます。

若者雇用促進総合サイト





😚 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

ユースエール認定企業の認定基準

以下の認定基準を全て満たした中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)がユースエール認定企業です。

1	学卒求人など、若者対象の正社員※1の求人申込みまたは募集を行っていること		
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること		
3	右の5つの要件を 全て満たしている こと	 ①「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ② 直近3事業年度の正社員として就職した新卒者等のうち同期間に離職した者の割合が20%以下※2 ③ 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと ④ 前事業年度の正社員の有給休暇の付与日数に占める取得日数の年平均が70%以上または年平均の取得日数が10日以上※3 ⑤ 直近3事業年度において、男性労働者の育児休業等の取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上 	
4	右の3つの青少年 雇用情報について、 全て公表している こと	① 直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数② 研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容③ 前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)、役員・管理職の女性割合	
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと		
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと		
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと		
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと		
9	暴力団関係事業主でないこと		
10	風俗営業等関係事業主でないこと		
11	雇用関係助成金の不支給措置を受けていないこと		
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと		

- ※1正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。
- ※2直近3事業年度の採用者数が3人又は4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。
- ※3有給休暇に準ずる休暇として、一定の条件を満たす休暇が含まれる場合があります。

【 認定マークについて 】

右の認定マークは、「ユースエール認定企業」であることを表すマークです。マーク中の「○○年度認定」は、認定を受けた年度を表しています。

認定企業は、事業年度ごとに認定基準を満たしているかの確認を受ける ことになっているため、認定基準をいつから満たし続けている企業なのか がマークから分かります。

